

川内北中学校自転車通学規則 亀山小方面の通学路

- 1 自宅から下記のルート（国道 44 号）を通学路とする。
- 2 左側通行を原則とし、歩道を通ることとする。
- 3 点線の部分は「学校周辺の登下校のルール」どおりとする。

